

瀬戸市訓令第 1 1 号

本 庁
公 所

市有財産審議会規程（昭和 3 4 年瀬戸市規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 3 条 <省略> 2 会長は副市長を、副会長は <u>総務部長</u> を、委員は市民生活部長、都市整備部長、 <u>総務部</u> 財政課長、 <u>総務部</u> 税務課長、都市整備部 <u>維持管理</u> 課長及び都市整備部 <u>用地</u> 課長をもって充てる。	第 3 条 <省略> 2 会長は副市長を、副会長は <u>行政管理部長</u> を、委員は市民生活部長、都市整備部長、 <u>行政管理部</u> 財政課長、 <u>市民生活部</u> 税務課長、都市整備部 <u>用地</u> 課長及び都市整備部 <u>維持管理</u> 課長をもって充てる。
第 7 条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> 財政課において処理する。	第 7 条 審議会の庶務は、 <u>行政管理部</u> 財政課において処理する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。